

公営企業金融公庫廃止後の新組織に係る税制改正要望について

平成 18 年 11 月 7 日

総 務 省

公営企業金融公庫廃止後の新組織の設立において、新組織の登記に係る登録免許税の取扱いや資産・負債の承継に係る税制上の取扱いについて、非課税とする。

また、承継後の新組織は、地方公共団体が共同して資金調達を行うものであること、個々の地方公共団体が調達した場合との均衡を図る必要があること等を踏まえ、法人税、登録免許税、事業税等に対し、非課税等所要の措置を講ずる。